### 新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後

改 正 前

別冊

### 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達

# 第3編 租税特別措置法関係 第87条の6 ビールに係る酒税の税率の特例 第1項関係

### 2 「初めて製造免許を受けた者」の意義

- (1) 措置法第87条の6《ビールに係る酒税の税率の 特例》第1項に規定する「初めて酒税法第7条第 1項の規定によりビールの製造免許を受けた者| (以下「ビール製造免許初取得者」という。)と は、平成17年3月31日以前においてビールの製造 免許を受けたことがない者のうち、平成17年4月 1日から平成22年3月31日までの間に、法第7条 《酒類の製造免許》第1項の規定によりビールの 製造免許(期限付免許を含む。)を受けた者(第 2編第7条第1項関係の5<法人成り等の場合の 酒類等の製造免許の取扱い>の取扱いにより製造 免許を受けた者(措置法第87条の6《ビールに係 る酒税の税率の特例》第3項に定める場合を除 く。) 及び試験製造免許を受けた者を含み、第2 編第7条第5項関係の3<期限付免許の永久免許 への切り替えの取扱い〉の取扱いにより製造免許 を受けた者(平成17年4月1日以後に切り替えの 対象となる期限付免許を受けていた場合に限 る。)を除く。)及び所得税法等の一部を改正する 法律(平成15年法律第8号)附則第33条《ビール 等に係る製造免許等の経過措置》第1項の規定に より製造免許を受けたものとみなされた者をい う。
  - (注) 第2編第7条第5項関係の3〈期限付免 許の永久免許への切り替えの取扱い〉の取 扱いにより製造免許を受けた者について は、切り替えの対象となる期限付免許を最 初に受けたときにおいてビール製造免許初 取得者の判定を行うのであるから留意す る。
- (2) 平成<u>17</u>年3月31日以前にビールの試験製造免 許を受けていた者が、平成<u>17</u>年4月1日以後に法 第17条《製造又は販売業の廃止》第1項による申 請に基づきビールの試験製造免許の取消しを受

### 別冊

### 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達

# 第3編 租税特別措置法関係 第87条の6 ビールに係る酒税の税率の特例 第1項関係

### 2 「初めて製造免許を受けた者」の意義

- (1) 措置法第87条の6《ビールに係る酒税の税率の 特例》第1項に規定する「初めて酒税法第7条第 1項の規定によりビールの製造免許を受けた者| (以下「ビール製造免許初取得者」という。)と は、平成15年3月31日以前においてビールの製造 免許を受けたことがない者のうち、平成15年4月 1日から平成20年3月31日までの間に、酒税法第 7条《酒類の製造免許》第1項の規定によりビー ルの製造免許(期限付免許を含む。)を受けた者 (第2編第7条第1項関係の5<法人成り等の場 合の酒類等の製造免許の取扱い〉の取扱いにより 製造免許を受けた者(措置法第87条の6《ビール に係る酒税の税率の特例》第3項に定める場合を 除く。)及び試験製造免許を受けた者を含み、第 2編第7条第5項関係の3<期限付免許の永久免 許への切り替えの取扱い〉の取扱いにより製造免 許を受けた者(平成15年4月1日以後に切り替え の対象となる期限付免許を受けていた場合に限 る。)を除く。)及び所得税法等の一部を改正する 法律(平成15年法律第8号)附則第33条《ビール 等に係る製造免許等の経過措置》第1項の規定に より製造免許を受けたものとみなされた者をい う。
  - (注) 第2編第7条第5項関係の3<期限付免許の永久免許への切り替えの取扱い>の取扱いにより製造免許を受けた者については、切り替えの対象となる期限付免許を最初に受けたときにおいてビール製造免許初取得者の判定を行うのであるから留意する。
- (2) 平成15年3月31日以前にビールの試験製造免 許を受けていた者が、平成15年4月1日以後に法 第17条《製造又は販売業の廃止》第1項による申 請に基づきビールの試験製造免許の取消しを受

けた後又は法第7条《酒類の製造免許》第4項の 規定により付された期限の満了後、改めて平成22 年3月31日までの間に試験製造免許以外のビー ルの製造免許を受けた場合において、平成17年4 月1日から当該試験製造免許の取消しを受ける まで又は当該期限の満了までの間にビールの課 税移出がなかったときは、当該試験製造免許以外 のビールの製造免許を受けた時をもってビール 製造免許初取得者に該当するものと取り扱う。

- (3) 平成17年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第7条《酒類の製造免許》第1項の規定によりビールの製造免許を受けた者であっても、平成17年3月31日以前においてビールの製造免許を受けていた者、他の製造場にビールの製造免許を受けている者等は、ビール製造免許初取得者に該当しないのであるから留意する。
  - (注) 他の製造場にビールの製造免許を受けている者については、当該製造免許を受けたときにおいてビール製造免許初取得者の判定を行うのであるから留意する。
- 3 「製造免許を受けた日から5年を経過する日」の意 義

措置法第87条の6《ビールに係る酒税の税率の特例》第1項に規定する「製造免許を受けた日から5年を経過する日」とは、製造免許を受けた日の5年後の応当日となるのであるから留意する。

(税率の特例の最大適用可能期間の具体例)

免許を受けた日等の区分	最大適用可能期間
平成17年4月1日に免許	平成 <u>17</u> 年4月分から平成
を受けた場合	<u>22</u> 年4月分
平成 <u>22</u> 年3月31日に免許	平成 <u>22</u> 年3月分から平成
を受けた場合	<u>27</u> 年3月分

# 第87条の8 みなし製造の規定の適用除外の特例 第2項関係

1 「1キロリットルを超えない範囲」の意義

措置法第87条の8《みなし製造の規定の適用除外の特例》第2項に規定する「1キロリットルを超えない範囲」とは、1年間(4月1日から翌年3月31日までの間をいう。)における同条第1項の規定の適用を受ける混和(以下「特例適用混和」という。)に使用した蒸留酒類の累計数量が1キロリットルを超えないことをいう。

(注)1 酒場、料理店その他酒類を自己の営業場に おいて飲用に供することを業とする酒類製造者が、 改 正 前

けた後又は法第7条《酒類の製造免許》第4項の 規定により付された期限の満了後、改めて平成20 年3月31日までの間に試験製造免許以外のビー ルの製造免許を受けた場合において、平成15年4 月1日から当該試験製造免許の取消しを受ける まで又は当該期限の満了までの間にビールの課 税移出がなかったときは、当該試験製造免許以外 のビールの製造免許を受けた時をもってビール 製造免許初取得者に該当するものと取り扱う。

- (3) 平成15年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第7条《酒類の製造免許》第1項の規定によりビールの製造免許を受けた者であっても、平成15年3月31日以前においてビールの製造免許を受けていた者、他の製造場にビールの製造免許を受けている者等は、ビール製造免許初取得者に該当しないのであるから留意する。
  - (注) 他の製造場にビールの製造免許を受けている者については、当該製造免許を受けたときにおいてビール製造免許初取得者の判定を行うのであるから留意する。
- 3 「製造免許を受けた日から5年を経過する日」の 意義

措置法第87条の6《ビールに係る酒税の税率の特例》第1項に規定する「製造免許を受けた日から5年を経過する日」とは、製造免許を受けた日の5年後の応当日となるのであるから留意する。

(税率の特例の最大適用可能期間の具体例)

免許を受けた日等の区分	最大適用可能期間
平成15年4月1日に免許	平成 <u>15</u> 年4月分から平成
を受けた場合	<u>20</u> 年4月分
平成 <u>20</u> 年3月31日に免許	平成 <u>20</u> 年3月分から平成
を受けた場合	<u>25</u> 年3月分

(新設)

改 正 後

改 正 前

自己の製造場において行う蒸留酒類と他の物品と の混和は特例適用混和に該当しないので、混和後の 酒類の品目の製造免許が必要となるのであるから 留意する。

> また、混和後の酒類の品目と同一の品目の 酒類の製造免許を受けているが、混和後の酒 類が製造する酒類の範囲の条件の範囲外であ る場合には、当該条件の解除又は緩和が必要 となるのであるから留意する。

2 例えば、1回の混和につき蒸留酒類1.8リットルびん詰品1本を使用して既に555回の特例適用混和を行っていた者が、次回の特例適用混和に使用できる蒸留酒類の数量は1リットル (1,000リットルー1.8リットル×555=1リットル)であることから、1リットルを超える数量の蒸留酒類を使用した混和は特例適用混和に該当せず、また、混和後の酒類の品目の製造免許が必要となるのであるから留意する。

## 第4項関係

### 1 「特例適用混和の開始の日」の意義

措置令第46条の8の2《みなし製造の規定の適用除外の特例》第3項に規定する「特例適用混和の開始の日」とは、初めて特例適用混和を行う日又は同条第5項に規定する終了申告書を提出した者が再び特例適用混和を行う日をいう。

## 2 「特例適用混和を終了した場合」の意義

措置令第46条の8の2《みなし製造の規定の適用除外の特例》第5項に規定する「特例適用混和を終了した場合」とは、特例適用混和を行っていた営業場における営業を廃止した場合(営業場を他の場所に移転した場合を含む。)等当該営業場において特例適用混和を行わないこととした場合をいう。

- (注) 次の場合には、「特例適用混和を終了した場合」に該当するが措置令第46条8の2第5項 に規定する終了申告書の提出は要しないものであるから留意する。
  - 1 措置法第87条の8《みなし製造の規定の 適用除外の特例》第1項の規定の適用を受 ける者(以下「特例適用者」という。)であ る個人が死亡した場合又は同人の失そう宣 告が確定した場合
  - 2 特例適用者である法人が消滅した場合